

東日本大震災により被災された皆様へ（第2報）

このたび、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震）により被災された方の医療費の窓口負担に関して国の特別措置がなされることになりましたのでお知らせいたします。

医療機関での窓口負担の支払い猶予について

災害救助法が適用されている被災地域住民の方（地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方を含む）のうち、震災により次に該当する被保険者又は被扶養者はその旨を医療機関に申し出ることにより、当面、一部負担金等の窓口負担を支払うことなく受診できます。

- 住家が全半壊・全半焼された方
- 主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病、行方不明となっておられる方
- 福島第1・2原発事故に伴い政府の避難指示・屋内退避指示対象となっている方

※後日、当健康保険組合へ所定の申請書、罹災証明書等の提出等の手続きが必要となります。

※猶予された一部負担金等の窓口負担の支払いについて、当健康保険組合から被災状況に応じて、徴収をさせていただく場合がありますので予めご承知おきください。

◆手続きや支払猶予された一部負担金等の減免等については、国の震災にかかる特別立法等の措置が整備され通知があり次第、ご案内する予定です。

出産育児一時金の直接支払制度について

出産育児一時金の直接支払制度を利用する場合、被保険者証を医療機関の窓口へ提出する必要があります。震災により被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより医療機関の窓口へ被保険者証を提示できないときは、第1報でお知らせいたしました医療の給付を受ける際と同様に、次の事項を医療機関の窓口へ申告すれば直接支払制度を利用できます。

- ① 氏名 ② 生年月日 ③ 事業所名 ④ 保険者名：「近畿電子産業健康保険組合」